

国保

10月に支払われる年金からの国民健康保険税のお支払いについて

国民健康保険制度では、被保険者の皆様に、個別に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするなどの観点から、保険税を年金からお支払いいただく仕組み（特別徴収）を設け、10月15日に支払われる年金から実施することとしました。

◎年金からお支払いいただく方
年金からお支払いいただく対象となるのは、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主の方も含めて全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（※擬制世帯主を除く）方となります。

※擬制世帯主

国民健康保険の各種届出や国保税を納める義務は、世帯主にあります。従って、世帯主が国保の加入者でない場合でも家族の中に国保の加入者がある場合は、これらの義務を負うこととなります。

このような国保の加入者ではない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合には、世帯主の所得などは国保税の課税の対象にはなりません。

判例

○世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満である」ため、対象となります。

○世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満でない」ため、対象となりません。

○世帯主（後期高齢者、擬制世帯主）78歳、妻（国保）68歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満であるが、世帯主が国保の擬制世帯主である」ため、対象となりません。

○世帯主（社保、擬制世帯主）72歳、妻（国保）68歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満であるが、世帯主が国保の擬制世帯主である」ため、対象となりません。

○世帯主（国保）72歳、妻（社保）68歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満である」ため、対象となります。

○世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満でない」ため、対象となりません。

○世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、

子（社保）40歳の
場合

↓「世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満である」ため、対象となります。

また、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）と同様、①年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の場合、または②介護保険料と合わせた保険税額が年金額の1/2を超える場合は、年金からの徴収の対象とはなりません。

10月、12月及び翌年2月の各月に支給される年金からお支払いいただく保険税は、平成20年度の保険税額の2ヵ月分に相当する額となります。

なお、平成20年度の7月から9月までの間は、納付書か口座振替（普通徴収）で納めていただくこととなります。

年金からお支払いいただく保険税額の決定通知書は、9月までに納めていただく保険税の納付書などと一緒、7月中旬に被保険者の皆様にお届けします。

※今後の制度改正により変更となる場合があります。

国民健康保険限度額認定証などの手続きについて
入院の医療を受ける方

★70歳未満の方

医療を受けたとき医療機関にお支払いいただいた自己負担金が、世帯の所得区分に応じて定められた自己負担限度額を超えた月の医療費については、

領収書を添えて申請すると、高額療養費が支給されます。

なお、入院した時には「限度額認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関の窓口での支払いが下の表の自己負担限度額までとなり、医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなりますので「限度額認定証」が必要な方は、保険証、印鑑をお持ちのうえ、市民生活課年金・医療担当の窓口で申請してください。

※国民健康保険税に未納があると、交付されませんのでご注意ください。

自己負担限度額（月額）

一般世帯 (下記以外の世帯)	80,100円《44,400円》 医療費の総額が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
上位所得者 (被保険者の総所得600万円以上)	150,000円《83,400円》 医療費の総額が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円《24,600円》

※《 》は多数該当（過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降該当する場合）

自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者 (住民税課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円《44,400円》 医療費の総額が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ		15,000円

※《 》は多数該当(過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降該当する場合)

★70歳以上の方
入院したとき保険証と高齢受給者証を医療機関へ提示すると、医療機関の窓口での支払いが下の表の「外来+入院の限度額(世帯ごとの限度額)」までとなります。
なお、住民税非課税世帯の方が減額を受けるには保険証とは別に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので、保険証、印鑑をお持ちのうえ、市民生活課年金・医療担当の窓口で申請してください。

★入院時の食事代について
入院時の食事代については、一食当たり260円を自己負担します。
なお、住民税非課税世帯の方が減額を受けるには、保険証とは別に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので、保険証、印鑑をお持ちのうえ、市民生活課年金・医療担当の窓口で申請してください。

問合先
市民生活課 年金・医療担当
税務課 市民税担当



所得区分	標準負担額 (1食当たり)	
一般・一定以上所得者	260円	
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を越える入院 (過去12ヵ月の入院日数)	160円
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ	100円	

※有効期限は7月末日です。現在交付されている方も忘れずに7月中に更新手続きをしてください。

国民年金の保険料免除制度について

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は所得に応じ4段階あり、全額免除は、保険料の全額を免除します。一部納付(一部免除)制度は3種類あり、保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除されます。

免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定基準額以下であることが条件となります。

それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得の目安は次のとおりです。

また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。



	納付額(月額)	年金額	免除となる所得の目安
全額免除	0円	1/3	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の1納付	3,600円	1/2	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
半額納付	7,210円	2/3	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
4分の3納付	10,810円	5/6	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

◎今月は、平成19年7月から平成20年6月までの分を申請できる最終月となります。

◎一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。

また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問合先 山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)5837
市民生活課 年金・医療担当